

令和元年8月(令和元年度第5回)
肝付町農業委員会定例総会

1. 日 時 令和元年8月23日(金曜日) 午前10時00分～

2. 場 所 肝付町役場コミュニティーセンター婦人研修室

3. 出席委員 (15名) 12番欠番

委員	1番	坂口利邦
委員	2番	内倉孝子
委員	3番	富永浩二
委員	4番	白田利秋
委員	5番	中嶋睦巳
委員	6番	中村重治
委員	7番	上岡ヒトミ
委員	8番	永野易美
委員	9番	大窪輝則
委員	10番	藤井勇次
委員	11番	福田智浩
委員	13番	冷水正行
委員	14番	吉永良行
委員	15番	福園幸雄
会長	16番	鶴岡和喜

4. 欠席委員 なし

5. 議事録署名委員 4番 白田利秋 5番 中嶋睦巳

6. 議 題 議案第18号 農地法第3条許可申請の件について
議案第19号 農地法第4条許可申請の件について
議案第20号 農地法第5条許可申請の件について
議案第21号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による
農用地利用集積計画案の件について

7. 協議・報告 1 あっせん委員の選任について
2 農地移動適正化あっせん申出に係る整理について

8. その他

9. 農業委員会事務局職員

事務局長 有田 稔 事務局次長 一松敬一 係長 有留幸弘

10. 一 閉会 一

第 5 回定例総会 会議の概要

【午前 10 時 00 分 開会】

事務局	<p>定刻になりましたので始めたいと思います。ご起立をお願いいたします。</p> <p>只今より、令和元年度肝付町農業委員会第 5 回定例総会を開催いたします。</p> <p>「一同礼」御着席ください。</p> <p>本日の出席委員は 15 名中 15 名です。会議規則第 17 条の規定により、在任委員の過半数に達しておりますので、総会は成立していることをご報告いたします。</p> <p>それでは、会議規則第 15 条の規定により、会議の議長は会長が務めることになっておりますので、挨拶並びに議事の進行につきまして鶴岡会長をお願いいたします。</p>
議長	<p>冒頭、あいさつあり。</p> <p>それでは、議事に入ります。議事がスムーズに進みますようご協力をお願い致します。</p> <p>それでは、本日の議事録署名委員の指名を行います。</p> <p>本日の議事録署名委員は、4 番の白田利秋委員と 5 番の中嶋睦巳委員をお願いいたします。</p> <p>本日の議題は、議案第 18 号から議案第 21 号まであります。報告協議が 1 から 2 番まで、そして、その他となります。</p> <p>私の業務報告は記載のとおりです。</p> <p>それでは、さっそく議事に入ります。1 ページをお開きください。</p> <p>議案第 18 号「農地法第 3 条許可申請の件」について審議します。</p> <p>事務局の説明を求めます。</p>
事務局	<p>議案第 18 号 農地法第 3 条許可申請の件について、ご説明いたします。</p> <p>今月の農地法第 3 条許可申請は 3 件です。所有権移転の売買が 1 件と贈与が 1 件、賃借権が 1 件となっています。</p> <p>売買の 1 件は、田が 1 筆で 646 平方メートル、贈与の 1 件は、畑が 1 筆で 1,878 平方メートル、賃借権の 1 件は畑が 2 筆で 1,968 平方メートルであります。</p> <p>整理番号 1 番は、〇〇市の〇〇〇〇氏から〇〇振興会の〇〇〇〇氏への売買で、申請地が波見字〇〇 〇〇〇番〇、田が 1 筆計で 646 平方メートルです。</p> <p>整理番号 2 番は、〇〇振興会の〇〇〇〇氏から〇〇法人 〇〇への賃借権で、申請地が後田字〇〇 〇〇〇番、畑が 1 筆で 1,878 平方メートルです。</p> <p>整理番号 3 番は、〇〇振興会の〇〇〇〇氏から〇〇振興会の〇〇〇〇氏への贈与で、申請地が北方字〇〇 〇〇〇番〇外 1 筆で、畑が 2 筆で 1,968 平方メートルです。</p> <p>以上、3 件の申請については、いずれの受人も効率的な農地利用につきましては、農機具の所有状況、労働力などは十分確保されており、下限面積、地域調和要件など農地法第 3 条第 2 項各号の不許可要件に該当しないものと判断されます。</p> <p>以上で説明を終わります。審議方よろしくお願ひします。</p>
議長	<p>只今、事務局より説明がありましたが、1 番から 3 番まで 3 件の申請です。お目通し下さい。</p>
議長	<p>それでは、3 件の申請について審議します。異議、意見等ありませんか。</p>

	【異議なしとの声あり】
議 長	<p>異議なしということですので、議案第 18 号農地法第 3 条許可申請の 3 件の申請については、申請どおり全て許可することに決定しました。</p> <p>つづきまして 2 ページをお開きください。議案第 19 号農地法第 4 条許可申請の件「4-1-3」について、事務局に説明を求めます。</p>
事務局	<p>農地法第 4 条許可申請の件「4-1-3」について、ご説明いたします。</p> <p>申請人が、肝付町後田〇〇〇番地、〇〇〇〇さんです。申請地が肝付町後田字〇〇 〇〇〇番〇、畑で 607 平方メートルとなっております。</p> <p>転用目的が農家住宅と農業用倉庫にしたいということで申請が出ております。農地の区分が第 1 種農地の集落接続施設に該当します。</p> <p>この案件につきましては、昨年 8 月総会で農振除外の申請で審議して頂いた案件でありまして、3 月 12 日に農振除外の許可が出たことにより、今回、4 条申請されたものです。当時から図面等計画変更はありませんので、よろしく願いいたします。 以上です。</p>
議 長	<p>はい、「4-1-3」については、事務局が只今説明いたしましたように、昨年 8 月に農振除外が申請され、3 月 12 日に農振除外が許可されました。現地調査並びに調査報告についてはその時点でされております。</p> <p>それでは「4-1-3」について審議します。異議、意見等ございませんでしょうか。</p>
	「異議なしとの声あり」
議 長	<p>はい、それでは異議なしということですので、議案第 19 号農地法第 4 条許可申請の件「4-1-3」については、許可相当との意見を付して県に進達することに決定しました。</p> <p>つづきまして 3 ページをお開きください。</p> <p>つぎに、議案第 20 号農地法第 5 条許可申請の件「5-1-14」について、事務局に説明をお願いします。</p>
事務局	<p>農地法第 5 条許可申請の件「5-1-14」についてご説明いたします。</p> <p>譲受人が、東京都〇〇区〇〇 〇丁目〇番〇号、〇〇建設株式会社 代表取締役 〇〇〇〇さんで、譲渡人が〇〇県〇〇市〇〇町〇丁目〇番〇号、〇〇〇〇さん外 5 名です。申請地が肝付町前田字〇〇 〇〇〇番〇外 5 筆、畑で 9,471 平方メートルです。</p> <p>転用目的が太陽光発電施設で、新電力として申請地に FIT 法に基づく太陽光発電施設を建設し、クリーンエネルギーの供給と売電による収益の向上を図りたいということで申請が出ております。農地の区分は第 2 種農地の市街地近接農地に該当します。</p> <p>この案件は、昨年 12 月の総会で 5 条申請され、審議の中で排水計画における民有地の同意が得られていないということから、審議保留になったもので、今回、排水計画も変更され、また民有地の同意書もそろったということから再度申請されたものです。配置図を見ていただきますと、事業地 3 工区と書いてあるところの排水計画は当初から変更ありません。事業地 2 工区書いてある広い部分が変更され、申請地と西側の山林との間には 30 センチの水路を設置し、山林側には土覇を</p>

事務局	<p>打って表面水が山林側に流れないようにします。北側の端に 60 センチの集水柵を設けて、民有地の山林内に 30 センチのコルゲート管を敷設して斜面を落としていき、下にある民有地の水路、これが土側溝になっていますが、この水路を通して西側の町の三面側溝に流すように計画されており、民有地の同意書も今回添付され提出されたものです。</p> <p>8 月 20 日に再度現地調査をした際に、計画通りの排水であれば大雨の際に土側溝を洗い流す恐れがあることや、町の三面側溝の流末で二つの三面側溝が合流することから、大雨の時は今でも吹き上がるほどの水量になることが懸念されるということであり、この排水計画で状況が悪くならないように検討する必要があるということになりました。結果、〇〇建設の立会人から 30 センチの側溝と集水柵が合流する北側の端に、浸透しきれなかった表面水を一旦溜めるための集水池のような作りにして、山林側の土壩を崩さないように表面をコンクリートで強化する。また、集水柵からコルゲート管に少しずつ水が流れるような対策をし、下の土側溝を崩さないように側溝に沿って排水パイプを敷設するように計画を変更することになり、とにかく隣接に被害が出ないように万全の対策を取るということを確約してもらいました。</p> <p>以上、よろしくお願いいたします。</p>
議 長	<p>はい、この件は事務局が説明いたしましたように、昨年度申請されましたが、書類に不備があり、今回再度申請があり、再度 6 名の委員で現地調査をしました。藤井委員の方で現地調査の報告をお願いいたします。</p>
藤井委員	<p>10 番、藤井です。「5-1-14」の現地調査の報告をいたします。8 月 20 日に、事務局から説明がありましたように、中村委員、私、富永委員、永野委員、坂口委員、鶴岡会長の委員が 6 名、事務局、そして申請人の〇〇建設さんの立会で現地調査を行いました。今、事務局が説明しましたとおりですので、私が付け加えることは無いのですが、説明がありましたように、要は排水の問題だと思うわけですが、末端流末の大排水路の壁にぶつかるわけですが、そこまで行って皆で検討したところです。普通、排水するとなると集水柵の一番下から 30 センチメートルのコルゲート管の方に流すわけですが、ソーラーのところの敷地の中に、末端が 1 メートルぐらい下がっていますが、そこに水をため込む集水池を作り、ため込んだ水は中間あたりから流れるような形をとり、一気に水が流れ出すのを防ぐということで、それと、その下の民有の土側溝を利用して流すということですが、ここの土側溝を荒れ流さないようにコルゲート管を横にはわせて行って既設水路に排水をしていくということでした。私たちが見たところはそういうところでしたが、皆様方で協議をして頂ければと思います。又、事務局の方からその民有地の使用についての承諾書ですか、その文書内容を読んでいただければと思います。</p> <p>以上です。</p>
議 長	<p>はい、それでは事務局、民有地使用の承諾書内容をお願いします。</p>
事務局	<p>隣接の山林 5012 番 1 の賃貸証明書及び土水路使用承諾書の内容について、読み上げ説明あり。</p>
議 長	<p>はい、藤井委員よろしいですか。</p>
藤井委員	<p>はい。</p>

議 長	<p>只今、藤井委員の方で調査の報告がありましたが、他の調査委員からも意見を述べられ、事務局でまとめまして、申請人の方に説明しましたところ、申請人の方も質問を良く聞かれ、施工に当たっては6名の委員と事務局が言われたことをちゃんと守りますということです。この件について審議します。異議、意見等ございませんでしょうか。 はい、吉永委員。</p>
吉永委員	<p>14番、吉永。今説明がありましたが、問題も無いようですので異議はありません。</p>
議 長	<p>はい、皆さんこの件についてはよろしいでしょうか。</p>
	<p>「異議なしとの声あり」</p>
議 長	<p>はい、それでは異議なしということですので、議案第20号農地法第5条許可申請の件「5-1-14」については、許可相当との意見を付して県に進達することに決定しました。</p> <p>つづきまして4ページをお開きください。</p> <p>つぎに、議案第20号農地法第5条許可申請の件「5-1-15」について、事務局が説明いたします。</p>
事務局	<p>議案第20号農地法第5条許可申請の件「5-1-15」についてご説明いたします。</p> <p>借人が、肝付町後田〇〇〇番地、〇〇法人 〇〇 理事長 〇〇〇〇さんで、貸人が肝付町後田〇〇番地、〇〇〇〇さんです。申請地が肝付町後田字〇〇 〇〇〇番の一部、畑で2,878平方メートルのうち1,000平方メートルです。</p> <p>転用目的が畜舎と牧草置場にしたいということで、就労事業として生産牛の育成を拡大するため、畜舎を建築したいということで申請が出ております。農地の区分が農用地区域内農地の農用地利用計画指定用途に該当致します。</p> <p>この案件は、今年の6月総会の中で農振除外の申請が出た案件でありまして、8月21日付けで用途区分変更の許可が出たことにより、今回5条申請されたものです。当時から図面等計画変更はありませんので、よろしく願いいたします。</p> <p>以上です。</p>
議 長	<p>はい、「5-1-15」の申請についても事務局が説明いたしましたように、農振除外が許可になりましたので今回5条申請されました。農振除外申請時の計画内容と変更はないということで、現地調査は農振除外申請時の報告のとおりになります。この件について審議します。異議、意見等ございませんでしょうか。</p>
	<p>「異議なしとの声あり」</p>
議 長	<p>はい、それでは異議なしということですので、議案第20号農地法第5条許可申請の件「5-1-15」については、許可相当との意見を付して進達することに決定しました。</p> <p>つづきまして5ページをお開きください。</p> <p>つぎに、議案第20号農地法第5条許可申請の件「5-1-16」について、事務局が説明いたします。</p>
事務局	<p>議案第20号農地法第5条許可申請の件「5-1-16」についてご説明いたします。</p> <p>借人が肝付町前田〇〇〇番地、有限会社 〇〇工業 代表取締役 〇〇〇〇さんで、貸人が肝付町前田〇〇〇番地〇、〇〇〇〇さんです。申請地が、肝付町前田字〇〇 〇〇〇番〇、田で462平方メートルとなっています。転用目的が資材置</p>

事務局	<p>場を設置したいということで、事業用の資材置場が不足するため、申請地を借用して資材置場として利用したいということで申請が出ております。農地の区分は第1種農地の集落接続施設に該当します。</p> <p>この案件は、今年の2月総会の中で農振除外の申請が出た案件でありまして、7月18日付けで除外の許可が出たことにより、今回5条申請されたものです。当時から図面等計画変更はありませんので、よろしく願いいたします。</p> <p>以上です。</p>
議長	<p>はい、「5-1-16」の申請についても、事務局が説明いたしましたように、農振除外が許可になりましたので今回5条申請されました。農振除外申請時の計画内容と変更はないということで、現地調査は農振除外申請時の報告のとおりになります。この件について審議します。異議、意見等ございませんでしょうか。</p>
	<p>「異議なしとの声あり」</p>
議長	<p>はい、それでは異議なしということですので、議案第20号農地法第5条許可申請の件「5-1-16」については、許可相当との意見を付して進達することに決定しました。</p> <p>つづきまして6ページをお開きください。</p> <p>つぎに、議案第20号農地法第5条許可申請の件「5-1-17」について、事務局が説明いたします。</p>
事務局	<p>議案第20号農地法第5条許可申請の件「5-1-17」についてご説明いたします。</p> <p>借人が肝付町後田〇〇〇番地〇、〇〇株式会社 代表取締役 〇〇〇〇さんで、貸人が肝付町後田〇〇〇番地〇、〇〇〇〇さんです。申請地が、肝付町後田字〇〇 〇〇〇番〇外1筆、畑で2筆計3,272平方メートルとなっています。転用目的が堆肥舎とロール置場にしたいということで申請が出ております。</p> <p>申請人は現在、牛の糞尿の処理については、自社既存堆肥舎にて処理、余剰分はたい肥センターへ投入している状況です。今後、飼養頭数の増頭を予定していることもあり、自社堆肥舎での処理能力を高めるため堆肥舎を増設し、併せてロール置場も不足しているため、一部をロール置場として利用したいということで申請が出ております。農地の区分が農用地区域内農地の農用地利用計画指定用途に該当致します</p> <p>この案件は、今年の3月総会の中で農振除外の申請が出た案件でありまして、8月21日付けで用途区分変更の許可が出たことにより、今回5条申請されたものです。当時から図面等計画変更はありませんので、よろしく願いいたします。</p> <p>以上です。</p>
議長	<p>はい、「5-1-17」の申請についても、只今事務局が説明いたしましたように、農振除外が許可になり今回5条申請されました。農振除外申請時の計画内容と変更はないということであり、現地調査は農振除外申請時の報告のとおりになります。この件について審議します。異議、意見等ございませんでしょうか。</p>
	<p>「異議なしとの声あり」</p>
議長	<p>はい、それでは異議なしということですので、議案第20号農地法第5条許可申請の件「5-1-17」については、許可相当との意見を付して進達することに決定しました。</p>

議 長	<p>つづきまして7ページをお開きください。</p> <p>つぎに、議案第20号農地法第5条許可申請の件「5-1-18」について、事務局が説明いたします。</p>
事務局	<p>議案第20号農地法第5条許可申請の件「5-1-18」についてご説明いたします。</p> <p>譲受人が〇〇市〇〇町〇〇〇番地〇、〇〇〇〇さんで、譲渡人が〇〇市〇〇町〇〇〇番地、〇〇〇〇さんです。申請地が、肝付町富山字〇〇 〇〇〇番〇外1筆、畑で2筆計1,836平方メートルとなっています。</p> <p>転用目的が貸駐車場にしたいということで、周辺に店舗等が多く、需要が見込まれるため、貸駐車場にしたいということで申請が出ております。農地の区分が第2種農地のその他の農地に該当致します。</p> <p>場所につきましては、〇〇振興会を抜けて〇〇交差点方面へ向かいますと、〇〇の操車場がありますが、その手前を左折し、約100メートル進んだところに申請地があります。配置図については、2筆にそれぞれ33台分の駐車スペースおよび転回スペースを設け、周囲はブロック積みで囲み、表面は舗装をせず砂利を敷き詰め、雨水等の処理は北側に80センチメートルの集水柵を設け、パイプを通じて道路側溝に流すように計画されています。以上、よろしく願いいたします。</p>
議 長	<p>はい、「5-1-18」について現地調査をされております。福田委員が急ぎよ急用ができ、私と永野委員で現地調査をしました。永野委員の方で現地調査の報告をお願いいたします。</p>
永野委員	<p>はい、8番永野です。「5-1-18」について現地調査の報告をいたします。申請地は、只今事務局から説明がありましたように、〇〇の〇〇 〇〇〇番〇外1筆です。8月20日に鶴岡会長、私、申請人の代理の方、事務局で現地調査をしました。場所は見取り図にもありますように、〇〇交差点手前の、右側は〇〇、左の方に〇〇の操車場がありますが、その手前の道路を左折し80メートルぐらい行ったところの左側になります。現在作物は何も作ってありません。排水については申請地が30センチメートルぐらい上がっておりますので、一部造成を砂利敷きにして自然浸透をさせ、浸透しきれない部分については敷地内に80センチメートル角の集水柵を設けて東側の公道の側溝に流し込むということであり、周辺には既に建物が立ち並んでいる状況で、許可するに特に問題は無いかと思いますが、皆様方の審議をよろしく願います。以上です。</p>
議 長	<p>はい、ご苦労様でした。只今、「5-1-18」について現地調査の報告がありましたが、この件について審議します。異議、意見等ございませんでしょうか。</p>
	<p>「異議なしとの声あり」</p>
議 長	<p>はい、異議なしということですので、議案第20号農地法第5条許可申請の件「5-1-18」については、許可相当との意見を付して進達することに決定しました。</p> <p>つづきまして8ページをお開きください。</p> <p>つぎに、議案第20号農地法第5条許可申請の件「5-1-19」について、事務局が説明いたします。</p>

事務局	<p>議案第 20 号農地法第 5 条許可申請の件「5-1-19」についてご説明いたします。</p> <p>譲受人が肝付町新富〇〇〇番地、〇〇〇〇さんで、譲渡人が〇〇市〇〇町〇〇番〇号、〇〇〇さんです。申請地が、肝付町前田字〇〇 〇〇〇番〇、畑で 556 平方メートルとなっています。</p> <p>転用目的が一般住宅と貸家にしたいということで、申請地周辺は宅地化が進み、また住宅環境が良好であり、生活するのにとても良い場所であると考え、申請地の一部を分筆して居宅を建て、残地については貸家をたてたいということで申請が出ております。農地の区分が第 3 種農地の都市計画用途地域内農地に該当致します。</p> <p>場所につきましては、役場から〇〇方面に向かい、〇〇交差点を左折し約 100 メートル進んだところを右折して、さらに 120 メートルほど進んだ左手に申請地があります。配置図については、赤色で囲まれた部分が住宅になりますが、北側が居宅、南側が貸家になります。北側の居宅は〇〇〇-〇の土地の地目が既に宅地ではありますが、この土地内に収まらないため、申請地を分筆し 2 筆にまたがるように建築し、残りの残地を貸家と通路部分に使用するような配置になっています。</p> <p>合併浄化槽等の排水については、2 軒とも北側の道路側溝に流すように計画されています。以上、よろしく願いいたします。</p>
議 長	<p>はい、「5-1-19」についても 2 人の委員が現地調査をされております。どちらかの委員で現地調査の報告をお願いいたします。 はい、藤井委員。</p>
藤井委員	<p>はい、10 番、藤井です。「5-1-19」について現地調査の報告をいたします。</p> <p>私と上岡委員、事務局、そして申請代理人の方と現地調査をいたしました。場所は役場から行きますと、〇〇より約 80 メートル手前を左折して、60 メートルぐらい入り込んだところの右手になります。農地と農地に挟まれたところになりますが、今事務局から説明がありましたように、配置図の赤で塗りつぶした左の部分が宅地ということで、それも含めた形で説明があったとおり居宅と貸家を建設したいということでした。隣地の農地との境界については、道路以外のところは全てブロックが張り巡らせてありまして、雨水等については問題もなく、手前側の町道の方に流すようになっていきますので、特に問題は無いかと思いますが、皆様方の審議をよろしく願います。以上です。</p>
議 長	<p>はい、ご苦労様でした。只今、「5-1-19」について現地調査の報告がありましたが、この件について審議します。異議、意見等ございませんでしょうか。</p>
	<p>「異議なしとの声あり」</p>
議 長	<p>はい、それでは異議なしということですので、議案第 20 号農地法第 5 条許可申請の件「5-1-19」については、許可相当との意見を付して進達することに決定しました。</p> <p>つづきまして 9 ページをお開きください。</p> <p>つぎに、議案第 20 号農地法第 5 条許可申請の件「5-1-6」について、事務局が説明いたします。</p>
事務局	<p>はい、「5-1-6」について説明いたします。借人が肝付町後田〇〇〇番地〇、〇〇株式会社 代表取締役 〇〇〇〇さんです。貸人が肝付町後田〇〇〇番地〇、〇〇〇〇さんです。申請地が肝付町前田字〇〇 〇〇〇番〇外 3 筆、田が 3 筆計</p>

事務局	<p>で1,378平方メートル、畑が1筆103平方メートルです。転用目的が加工場、事務所、駐車場であり、現在、加工業務を隣接の既存店舗内で行っていますが、手狭になってきており、また従業員を増員予定であり、事務所も手狭になってくることから増設し、併せて社用車と従業員用の駐車場として利用したいということで申請が出ております。農地の区分は第2種農地の市街地近接農地に該当します。</p> <p>この案件は5月総会で審議された案件で、その際、土地改良区との協議がなされていないということで審議保留になり、今回土地改良区との協議が整い、意見書も提出されたことから再度申請されたものです。西側県道と同じ高さまで盛土をするため周囲をブロックで囲み、隣接の水路等への土砂、表面水等が流出しないように配慮し、合併浄化槽の排水は、県道の西側の側溝に流すように計画されています。また、土地改良区の意見書も特に異議はないという内容になっています。以上、よろしくお祈いします。</p>
議 長	<p>はい、はい、「5-1-6」については、只今事務局が説明しましたように、5月に申請されましたが、申請書類に不備があり審議保留された案件であります。今回書類が整ったことから審議して頂くこととしました。この件について審議します。異議、意見等ございませんでしょうか。 はい、藤井委員。</p>
藤井委員	<p>10番、藤井です。私と上岡委員が前回現地調査に立ち会ったわけですが、その時点で、合併浄化槽は既存の浄化槽を利用するか、新しく合併浄化槽をどこに付けるのか未定だったのですが、今図面にある位置に決まって、配置図が出てきたわけですね。事務局。</p>
事務局	<p>はいそうです。</p>
藤井委員	<p>分かりました。それでは新しく合併処理浄化槽を設けられて土地改良区管理の水路へ排水することになるということですね。</p>
事務局	<p>そうです。</p>
藤井委員	<p>分かりました。</p>
議 長	<p>よろしいですか。</p>
藤井委員	<p>はい。</p>
議 長	<p>他にはございませんか。土地改良区理事の富永委員何かありませんか。</p>
富永委員	<p>土地改良としても特に問題は無いということで聞いていますので、私の方からは何もないです。</p>
議 長	<p>敷地はブロックを積み、排水や汚水もきちんと処理するという計画書が出されております。町委員会としては許可相当との意見を付して進達することによろしいでしょうか。</p>
	<p>「異議なしとの声あり」</p>
議 長	<p>はい、それでは、「5-1-6」については、許可相当との意見を付して進達することに決定しました。</p> <p>つづきまして10ページをお開きください。</p> <p>つぎに、議案第21号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について、令和元年8月分について説明をお願いします。</p>
事務局	<p>議案第21号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の8月分につづきまして説明いたします。</p>

事務局	<p>まず、1番の所有権移転ですが、今月は内之浦、高山地区ともありませんでした。</p> <p>つづきまして、2番の利用権設定ですが、内之浦地区が新規設定で、田が1件の1筆で1,007平方メートル、畑はありません。再設定は田が3件の4筆で3,814平方メートル、畑はありませんでした。</p> <p>高山地区は新規設定が、田が5件の7筆で5,521平方メートル、畑が1件の1筆で1,949平方メートル、再設定が、田が2件の10筆で10,721平方メートル、畑が4件の5筆で5,803平方メートルです。</p> <p>肝付町の合計ですが、田が11件の22筆で21,063平方メートル、畑が5件の6筆で7,752平方メートルであり、田、畑合わせて合計で、16件の28筆で28,815平方メートルとなっております。詳細につきましては、内之浦地区が12ページ、高山地区が13ページに掲載してございます。</p> <p>以上、よろしくお願いいいたします。</p>
議長	<p>はい、今月は1番の所有権移転はありません。</p> <p>2番の利用権設定は、内之浦地区が4件、高山地区が11件あります。まずはお目通しをお願いいいたします。</p>
議長	<p>それでは、内之浦地区の4件の申請分から審議します。</p> <p>異議、意見等ございませんか。</p>
	<p>【異議なしとの声あり】</p>
議長	<p>それでは異議なしと認め、4件の申請については提案どおり許可することに決定いたしました。</p> <p>つづきまして、高山地区の11件の申請分に移ります。目通しをお願いいいたします。</p>
議長	<p>それでは高山地区の11件分について審議します。異議、意見等ございませんか。</p>
	<p>【異議なしとの声あり】</p>
議長	<p>異議なしということですので、高山地区の11件の申請分については、全て提案どおり許可することに決定しました。</p> <p>以上で議案第21号農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の件を終わります。議案については以上で終了しました。</p> <p>つづきまして、報告・協議に入ります。1番から2番まであります。13ページをお開きください。</p> <p>報告・協議、1番のあっせん委員の選任についてであります。あっせん申し出が4件出ております。あっせん委員を選任したいと思います。先ずは「あ-1-11」について、事務局の説明を求めます。</p>
事務局	<p>「あ-1-11」について説明いたします。</p> <p>申出人が肝付町新富〇〇〇番地〇 〇〇〇〇さんです。</p> <p>申出希望地が、肝付町新富字〇〇 〇〇〇番〇、地目・面積は、田が1筆、1,599平方メートルで、あっせんの種類は譲渡希望です。</p> <p>希望価格については、10アール当たり200,000円となっております。</p> <p>場所につきましては、役場から〇〇振興会へ向かいまして〇〇さんから50メートルほどの所を左折します。400メートルほどの所を右折し280メートルほど行った右側になります。以上、よろしくお願いいいたします。</p>

議 長	<p>それでは「あ-1-11」のあっせん委員に、地区委員の富永委員と白田委員をお願いいたします。</p> <p>つづきまして、「あ-1-12」について、事務局に説明を求めます。</p>
事務局	<p>「あ-1-12」について説明いたします。</p> <p>申出人が肝付町北方〇〇〇番地 〇〇〇〇さんです。</p> <p>申出希望地が、肝付町北方字〇〇 〇〇〇番〇外 2 筆、地目・面積は、田が 3 筆計で、4,165 平方メートルで、あっせんの種類は譲渡又は貸付希望です。</p> <p>希望価格については、譲渡、貸付ともに周辺相場で貸付期間は 5 年となっております。</p> <p>場所につきましては、〇〇内之浦店のすぐ近くの交差点から北へ 300 メートル行った所の左側になります。</p> <p>以上、よろしく願いいたします。</p>
議 長	<p>それでは「あ-1-12」のあっせん委員に、地区委員の福園委員と冷水委員をお願いいたします。</p> <p>次に 14 ページをお開きください。</p> <p>つづきまして、「あ-1-13」について、事務局に説明を求めます。</p>
事務局	<p>「あ-1-13」について説明いたします。</p> <p>申出人が〇〇市〇〇 〇-〇-〇 〇〇〇〇さんです。</p> <p>申出希望地が、肝付町富山字〇〇 〇〇〇番〇外 3 筆、地目・面積は、田が 4 筆計で、3,119 平方メートルで、あっせんの種類は譲渡又は貸付希望です。</p> <p>希望価格については、譲渡、貸付ともに周辺相場で貸付期間は 5 年となっております。</p> <p>場所につきましては、〇〇振興会から〇〇振興会に県道を上がった所を左折いたしまして、そこから坂を 200 メートルほど下り、右折します。道なりに 300 メートル行った左側になります。</p> <p>以上、よろしく願いいたします。</p>
議 長	<p>それでは「あ-1-13」のあっせん委員に、地区委員の福田委員と永野委員をお願いいたします。</p> <p>つづきまして、「あ-1-14」について、事務局に説明を求めます。</p>
事務局	<p>「あ-1-14」について説明いたします。</p> <p>申出人が肝付町新富〇〇〇番地〇 〇〇〇〇さんです。</p> <p>申出希望地が、肝付町新富字〇〇 〇〇〇番〇外 5 筆、地目・面積は、田が 6 筆計で、3,164 平方メートルで、あっせんの種類は譲渡希望です。</p> <p>希望価格については、周辺相場となっております。</p> <p>場所につきましては、役場から〇〇振興会に向かい、途中、旧県道へ右折いたします。200 メートルほどの所を右折し、170 メートルほど行った所に〇〇〇-〇、ここから東へ 320 メートルの所に〇〇〇-1 と 2、〇〇〇-1 と 2、ここから南東に 100 メートルの所に〇〇〇-2 となります。この件については、圃場整備後の配分案も出来ています。あわせてご確認ください。以上、よろしく願いいたします。</p>
議 長	<p>それでは「あ-1-14」のあっせん委員を、地区委員の白田委員と富永委員をお願いいたします。</p>

議 長	<p>以上であっせん申出に係る 4 件の、あっせん委員の選任関係を終わります。</p> <p>つづきまして、15 ページをお開きください。</p> <p>報告・協議の 2 番、農地移動適正化あっせん申出に係る整理について、事務局に説明を求めます。</p>
事務局	<p>あっせん申出に係る整理について、15 ページから 17 ページに、あっせん申し出の未成立分の積み残し、譲渡、貸付、借受、譲受希望分をそれぞれ載せております。8 月は新規のあっせん申出が 4 件で、只今あっせん委員を決めて頂いたところです。成立したものにつきましては、随時整理しておりますが、資料をご覧いただき、各あっせん委員で気づかれた点がありましたらお知らせください。</p> <p>あっせん申出の整理につきましては、以上で説明を終わります。</p>
議 長	<p>それでは、農地移動適正化あっせん申出の積み残しの分について、説明がありましたが、質問はありませんでしょうか。</p>
	<p>【なしという声あり】</p>
議 長	<p>ないようですが、あっせんの未成立分が多く残っているようです。各担当のあっせん委員の方は大変ですが、成立に向けて活動を引き続きお願いいたします。</p> <p>つづきまして、その他に移ります。</p> <p>何かございませんか。</p>
	<p>【なしという声あり】</p>
議 長	<p>それでは、無いようですので、次回の農業委員会定例総会は、9 月 22 日(水曜日)の予定としておりますので、よろしくをお願いいたします。</p> <p>それでは以上で、8 月の定例総会を閉会いたします。</p>

<午前 10 時 55 分 閉会>

本事項の顛末を記載し、その相違なきことを証明するため、ここに署名捺印する。

令和元年 8 月 23 日

肝付町農業委員会

会 長 鶴岡 和喜

委 員 白田 利秋

委 員 中嶋 睦巳